

大泉名水会の事業継続問題への取組（素案）

I. はじめに

当法人の会員数は、ほぼ横這いながらも、会員宅の世帯人口の減少に加え、節水機器の普及、節水への熱心な取り組み等で水道水使用量は、この数十年間確実に減少し続けピーク時の4割以下に落ち込んでおり、維持分担金収入も同様傾向にあります。3年前からのコロナ禍巣ごもり生活の影響で、水道水使用量は一時期増加傾向にあったものの、今後更なる少子高齢化・高齢一人暮らし世帯の増加等が見込まれ、資金余力のない当法人には、老朽設備更新のための工事資金の確保が年々難しくなるという厳しい事業局面にあります。

老朽化しつつある設備【地下水槽（供用年数80年）・約5kmの配水管網（同33年）】の更新のための資金の確保は10年程前から歴代委員会で種々検討が加えられてきましたが、所要資金額と工事内容は未だに具体策を得るに至っておらず、加えて会員財産である給水管（主に継ぎ手）部分からの漏水が徐々に拡大しつつある現状から、漏水防止工事の為に別途資金も必要に成ってきます。

いま将に、当法人専用水道事業の継続問題について、「やめる」か「続ける」かの判断をすべき時を迎えております。

II. 事業継続問題についての歴代委員会の対応

■昭和43年：5年後の都水配水管布設工事開始を前に名水専用水道事業継続の可否を検討水道部会（＝現名水会）からの諮問「本水道部会の水源、給水計画、料金の各事項について将来にわたる専門的見通しを立てること（原文のママ）」を受けて、昭和43年5月に、専門委員会が下記の通りの答申（原文のママ）をしました。

<第1部 結論の要点>

I 都の水道と共栄会水道（現名水会水道）との関係

①「都水」と「共水」との連結

…水道法上、如何なる形においてもできない。

②共栄会水道の経営を都が引き受けること

…法規及び都水の計画からみてあり得ない

③共栄会の水道を廃棄し、都水道に全面的に切り換えること

…現財産を償却した資産をどの程度、都配水管設置費の負担にまわすか等の問題もあり、移行期間について明確な見通しは現在立てられない。

給水管、量水器（メーター）等は自己負担となる。現在使用水量から見た水 1 m³当たり単価は「共水」の方が安い。「都水」料金は別表の通り（省略）

④水質と給水安定性

……「都水」は東村山系で、かつ都へ送水する 2,400mm 管から支分されているから地域としては有利で安定である。「共水」水源は豊富、配水管の道路交通による衝撃破損が問題。水質は良好。

II 共栄会水道、水源井の現状、III 新井戸さく井、IV 水道部会 経費の見直し、V 料金体系の改訂 の項については掲載省略

5 年後の都水配水管布設工事を前に、「共水」事業の存続を模索していた当時の部会は、あらゆる可能性を検討した結果、「都水」への何らかの形での合流は法律上不可能と判断し、専用水道事業継続の道を選択しました。以後、「都水」より安い（当時）得難い美味しい水を謳い文句に積極的に会員の入会勧誘を図り、当時としては高額な入会申込み金等を原資にその後の水道施設・設備の増強・近代化に取り組みました。

■昭和 5 9 年～平成 3 年：「共水」配水管 4.7km の全面更新工事を実施しました

区よりの勤めにより、透水性舗装の工事の際の道路の掘削時を利用して当該工事は昭和 59 年（1984 年）より始められ、平成 3 年（1991 年）度に終わりました。全長 4.7Km の大工事でした。工事費は 8 千万程度と思われます。名水会独自設計の効率的な配水管網への全面布設替えで漏水率は 30%強から 2%へと画期的に改善されました。一方で多くの会員宅が昭和 30 年代に新設した給水管の更新工事を見送ったことが現在の漏水率 20%問題へとつながって行きます。

■平成 10～11 年：3 号井戸さく井・管理棟新築・揚送水自動化設備新設、事業運営基盤確立

平成 9 年度定期総会（平成 10 年 5 月 16 日）で「3 号井戸さく井・管理棟新設等の工事計画」が承認され、総額 1 億円超を投じて、①3 号井戸さく井工事（29 百万円）、②管理棟新築工事（14 百万円）、③土留め擁壁工事（12 百万円）、④送水施設・設備の更新工事を実施し、従来の 1 年 365 日 24 時間体制で水道小屋の番人といわれた職員が各種機器を監視し、スイッチの切替で制御していた揚水・受水・送水業務が略全自動で運転できる名水会独自技術で構築された頑強な機械設備システムが整いました。

昭和 59 年からの配水管全面更新工事と平成 10 年からの 3 号井戸さく井・管理棟新築等工事は委員会と専門委員会が一つになって完成した大きな事業でした。その後、事業運営は次第に慣習的に一部の人と職員に任せきりとなり、その弊害が心配されるようになりました。

尚、本工事の為に、銀行から 80 百万円程度の借入れをしたことで、その返済に平成

21年まで要し、委員会の主な仕事が借金返済の為の資金集めということもあったようで、
当時を知る担当役員には筆舌に尽くしがたい苦勞をされたとのこと。

■平成 24・25 年：将来の事業継続を前提に長期事業プランの策定を検討も成案得られず
経営の 3 要素（人・物・金）視点から分類した課題事項（委員長素案）について、委員
会内で課題解決に向けての議論を重ねるとともに、財務委員や専門委員とも夫々意見交
換、その間、平成 24 年 11 月 11 日付文書「名水会の未来像」で専門委員会から下記の通
りの提案がなされました。

<要点>

- 1 40 年後（令和 32 年ごろ）の老朽配水管の更新工事の実施
配水管 5 km, 給水栓 500 カ所取付、配水管はエスロンハイパー管
（欧州で開発・普及）を使用して工事費は約 4 億円
- 2 工事資金 4 億円の確保策（全会員からの特別積立金の徴収を答申）
 - ・ 毎年の剰余金 600 万円×40 年間=2.4 億円……①
 - ・ 特別積立金 1,000 円/月×12 ヶ月×40 年間×会員 500 名=2.4 億円…②
 - ・ ①+②=4.8 億円

平成 24 年度委員会は「長期事業プラン策定に向けての取組み（報告と提案）」を取り
纏め次年度委員会にその諸課題解決に向けての取組を託しました。

上述「工事資金 4 億円の確保策」は平成 25 年度委員会でその実行につき審議する
も、集合住宅会員（100 名程度）も含めた全会員からの毎月 1,000 円の特別積立金
の徴収は不可能と判断し、将来起こりえる震災に備えて、設備・配管の修理交換費用
おおよそ 1 億円程度を 12 年後までに確保すべく維持分担金のアップを審議・20%の
アップで意見集約し、定期総会に上程、決議事項 1 「維持分担金料金承認の件」を決
議しました。

（20%アップの根拠計算）

- ・ 維持分担金収入 1,650 万円/年、収益金（期間剰余金）270 万円
- ・ 維持分担金 20%アップで収益金増が 330 万円+270 万円=600 万円
- ・ 平成 25 年度末積立金 2,600 万円+600 万円×12 年=9,800 万円

■平成 27 年度～令和 4 年度 9 月：将来の事業継続を前提に老朽設備更新資金の確保を
更に模索

平成 26 年度定期総会で「平成 27 年度事業計画案承認の件」を決議。（3）項
「名水会の運営体制見直しの件」で下記 3 工事を企画・計画・執行しうる実行力
ある事業運営体制の構築に向けての組織改革の推進を決議

- a) 7 区の宅地内配管を道路に移設（費用 1,700 万円）

b)貯水槽の地上設置（費用約 5,000 万円）

c)道路配管の取換え工事（費用約 4 億円）

上記決議を受け、委員会は事業運営実態に合った規約への全面改正とともに、組織改革は、①本部組織の設置（平成 28 年 4 月）、②専門委員の廃止・常任委員の新設（令和 2 年 4 月）、③一般財団法人化を視野に入れた理事会制の導入（令和 4 年 4 月）、④一般財団法人に移行（令和 4 年 10 月）等を推進し、事業運営体制は法人化移行により目指すべき姿に変革されました。

又、長年の課題であった a) 7 区の宅地内配管を道路に移設は令和 2 年 11 月に 1,350 万円の費用で工事完了しております。

■令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月：実現可能な永続しうる名水会の姿を模索

令和 4 年 9 月 31 日に任意団体大泉名水会を清算、令和 4 年 10 月 1 日に一般財団法人大泉名水会を設立、令和 4 年 11 月 13 日に定時評議員会を開催し事業計画・予算等の承認を頂き、事業計画の（2）項に「永続しうる名水会具現化に向けての組織改革の実行、a）任意団体大泉名水会の清算、一般財団大泉名水会のスムーズの立上、b）一般財団法人大泉名水会の将来構想の策定推進」を掲げ、大泉名水会の生き残り・事業存続問題についての議論を深めました。

理事会としては、委員会時代の残された課題（①地下水槽の地上化と②道路配管の取換え）への対応方針を早急に確定する必要があります。半年かけて「永続しうる名水会の姿」について議論を重ね、将来の姿の選択肢として下記 3 案を取り纏めました。

<選択肢>

- A 案：維持分担金の値上げで資金確保し老朽設備を更新、現行専用水道事業を来世紀に向けて継続
- B 案：当法人の責任と費用負担で全会員都水に移行、防災井戸・弁天池への給水事業は継続、給水栓サービス事業は現会員を主対象に拡大継続
- C 案：当法人の責任と費用負担で全会員都水に移行、財団は解散、残余財産は区に移管。跡地は大泉名水公園（仮称）として残し、防災井戸・弁天池への給水・地域住民への給水サービスは事業継続を区にお願いする。

地下水槽の地上化は 20 年前の平成 15 年にメーカーから見積を取りましたが、当時で 4 8 百万円（現時点では 60 百万程度）の高額費用が掛かる上に、受水槽の地上化に伴い構内送水管等の大幅改造が必要で工事は最短 3 日、断水 3 日は避けられません。断水 3 日は、会員の皆様には到底受入れ難く工事实行は事実上不可能と判断せざるを得ません。

又、道路配管の取換え工事（約4億円）は、東京都水道局練馬事務所の直近のご指導では超概算で9億円程度かかりそうとの事で、仮に30年後に工事を行うとした場合でも、124%程度（現行維持分担金の2.2倍強）の大幅値上げが必要、既に都水料金より20%高いことから、会員の皆様には到底受入不可能です。

（値上げ率の計算根拠）

・令和5年3月末の預貯金60百万円…①

・令和5年度～令和35年の収支（余剰金）

5百万円/年×30年=150百万円…②

・不足する工事費

工事費900百万円－（①＋②）＝690百万円

・維持分担金の所要値上率

【不足工事費690万円÷年間収入18.5百万円×30年間】×100＝124%

上記より、将来にわたっての事業継続のための巨額老朽設備更新資金の確保は非現実的と断じざるを得ません。従って、将来に向けての選択は、全会員都水への移行の道しかありません。都水に移行すれば会員宅には15～20%程度の水道料金の節約が出来、家計的には大きなメリットもあります。当面はB案を選択し、C案選択は、その判断を将来世代に委ねたく思います。

（都水移行に当たっての課題と課題解決に向けてのスキーム）

1. 都水移行に当たっての給水管の新設費用の負担

当法人会員規約では給水装置の財産権は利用者であり新設の為の費用は利用者が負担する取り決めになっています。工事費は1件当たり2～80万円程度と見込まれ、総額2億円程度かかると推定されます。当法人の事業判断で全会員都水への移行を取り進めるのであれば、その工事費用は出来る限りの範囲で当法人が負担すべきと考えます。

2. 道路に残置する名水配水管5kmと会員財産の名水給水管500件強の撤去

練馬区道路課は用済みの地下占用物の早期撤去を強く求めています。

配水管5kmと会員財産給水管の撤去に2～3億円程度必要と想定しています。区の舗装改修工事時に便乗させて頂く等工事費の節約を図ることを考えます。

3. 専用水道事業終息後の収益の確保

現時点の預貯金（設備投資積立金）60百万円と今後10～20年間の収支総額（剰余金）50～100百万円は、会員の都水移行に当たっての給水管新設工事費に還元・充当いたします。不足する給水管工事費に加え2項の所要資金

2～3億円の資金確保のためにも当法人として収益を確保しうる手段を保持し続ける必要があります。得難い美味しい深層地下水（大泉名水）を将来世代に引き継いでいくことも当法人の使命・責務です。

従って、防災井戸・弁天池への給水に加え、現名水会会員を母体にした名水友の会（仮称）を組織し、給水栓サービス事業を充実し年間5～6百万円程度の収入を得る事で、長年月をかけて残置配水管等の撤去費用を賄います。

名水友の会の会費は凡そ1,500円/月程度を想定、近隣住民にご迷惑とならないように配慮しつつ現状給水栓方式での給水サービス事業を拡充することを考えます。

以上